

大学で学ぶ会計テキスト

もくじ

序章 会計を学ぶ前に

- [1] 会計とは 1
- [2] 会計と法律 5

第1章 企業会計原則と一般原則

- [3] 企業会計原則について 9
- [4] 一般原則 29
- [5] 重要な注記事項 35

第2章 損益計算書に関する原則

- [6] 発生主義の原則 39
- [7] 費用収益対応の原則 43
- [8] 実現主義の原則 47

第3章 貸借対照表に関する原則

- [9] 貸借対照表の完全性の原則 51
- [10] 費用配分の原則 55

第4章 新しい会計基準

- [11] 工事契約に関する会計基準 59
- [12] 金融商品に関する会計基準 63
- [13] 棚卸資産の評価に関する会計基準 67
- [14] 繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い 71
- [15] 財務会計の概念フレームワーク 75

〔1〕 会計とは

月 日()

1. 会計とは？

「会計とは？」という定義については、いろいろな人がいろいろな定義をしています。中でも有名なものは、1966年にアメリカの会計学会で発表されたものです。

『会計とは、情報利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことができるように、経済的な情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。』

意思決定とは？→「いろいろ選べる中から、どうするべきかを定めること」です。例えば、経済の世界なら？

〔会社を経営している人〕

- ・新しい事業にチャレンジしようかな(--)？・・・とか
- ・従業員のボーナスはいくらにしようかな(--)？・・・とか
- ・設備投資のために銀行からお金を借りようかな(--)？・・・とか

〔株式投資をしている人〕

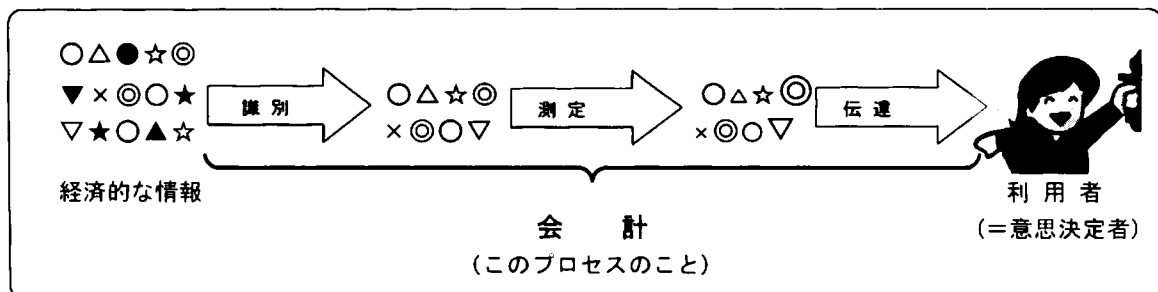
- ・どこの会社の株式が値上がりしそうかな(--)？・・・とか
- ・この会社って大丈夫なんかな(--)？・・・とか

いろいろな立場の人が、それぞれ意思決定をしなければなりません。そのときに……

「よくわからないけど、まあいいか(^_^;)」・・・とか

「何となく？こうしたらいいような気がする(*^_^*)」・・・とか

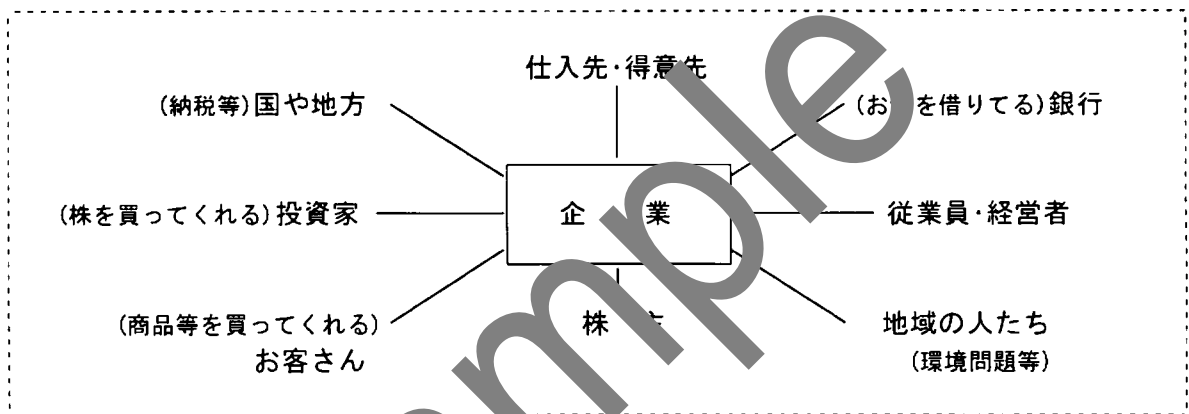
そんなテキストでは正しい判断が出来るのか不安です(^_^;) 意思決定をする人が、ちゃんと事情が分かった上で物事を決めることが出来るように、必要な情報をしっかり伝えるのが「会計」の役割というわけです(*^_^*)



「識別」とか「測定」とか「伝達」が、どのようなルールに基づいて行われるのか(-_-)? 会計の世界には細かいルールがたくさん存在しています。そして、それらのルールは時代とともにどんどん変化もします(^_^;) ただ、時代が変わっても不変の部分もあります。変わっていく部分についてもその「方向性」というのはある程度決まっています。そのことも含め、しっかりと会計のベンキョーをしていかななくてはなりません。

2. 会計とステークホルダー

ステークホルダー(stake-holder)は、日本語では「利害関係者」と訳されています。企業を取り巻くいろいろな立場の人を総称した言葉です。

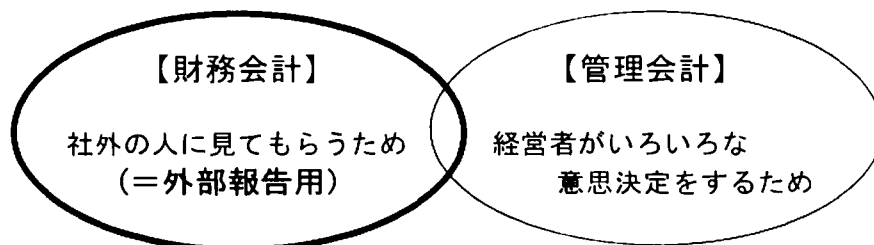


これらの人たちに加えて「将来のステークホルダー」の存在も忘れてはいけません。現時点では利害関係のない人でも？未来はステークホルダーかもしれません。

将来のステークホルダーも含め、こういった人たちが会計の「情報利用者」である！ということです。

3. いろいろな会計の種類

会計は、「誰に伝達するか？」によって2つに大別することが出来ます。



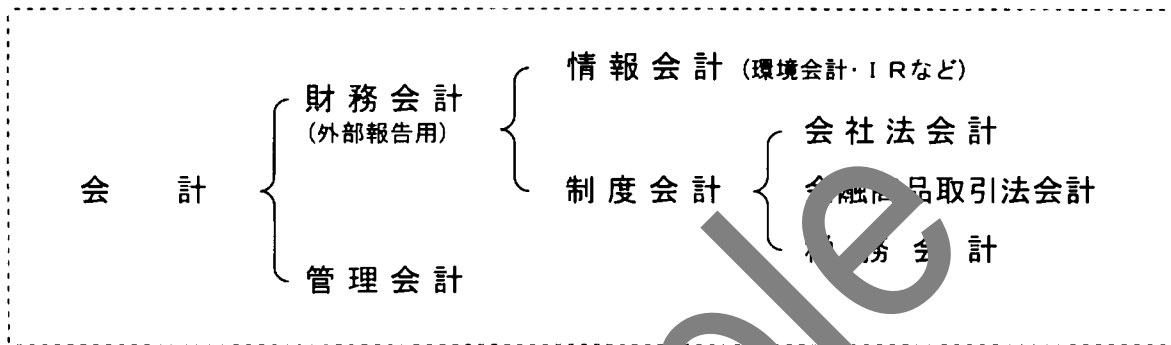
このテキストでベンキョーするのは、主に「財務会計」です。財務会計はステークホルダーに「見せるための会計」で、管理会計は(経営を)「管理するための会計」と言えます。

財務会計は「制度会計」と呼ばれることもあります。制度会計とは、法律の制約を受ける会計のことを言います。

- ・株主総会に提出する書類は…→「会社法」という法律の制約
- ・株式を上場している会社は…→「金融商品取引法」という法律の制約
- ・税務署に提出する書類は…→「税法(法人税法)」という法律の制約

この他にも？「企業会計原則」を筆頭に、「法律ではない会計ルール」もたくさん存在します。会計ルールには「慣習規範」と「法律の制約」があり、そのどちらもベンキョーしなければなりません。

会計の種類を「分類」するには？諸説いろいろありますが(^_^;) 一例としては…



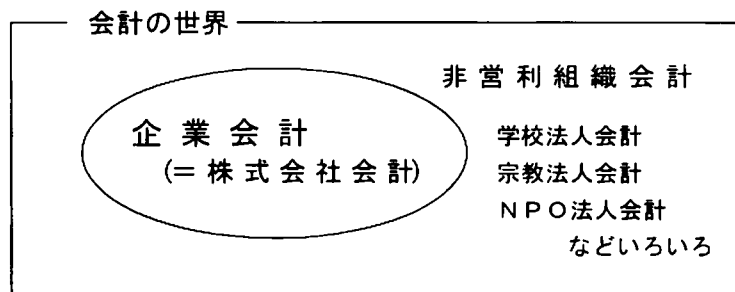
こんなカンジで考えることも出来ます。①会社法(旧商法)、②金融商品取引法(旧証券取引法)、③税法…の3つは、会計ルールを考える上でメチャクチャ大きな影響を受ける法律です。このハナシについてはまた後述します。

4. 会計の目的

アメリカ会計学会の定義を引用する？

情報利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことを可能にする

というのが会計の目的になります。…が、実は？「企業(=株式会社)」のハナシをしてるのか否かによって、会計が「伝達」すべき内容は大きく違ってくるはずですよ(^_^)



会計の分類を「誰のために」ではなく「どこの会計をやっているのか？」と考えると「企業会計(=営利目的)」か「企業でない(=非営利組織)」か？に大別されます。

企業(=株式会社)は営利目的です。企業がいくら稼いだか？を「測定」して「伝達」するのは大きな目的になってきますが、企業ではない場合？例えば「学校」や「役所」などは営利目的ではありません。そうなる？→「いくら稼いだか？」ではなく「お金が足りてるか？」というカンジになって、会計の目的はかなり違ったものになります(^_^;)

非営利組織会計は、それはそれで会計をベンキョーする上での重要なトピックです。このテキストでは、まずは「企業会計」を中心に「財務会計」のルールを学んでいきます(*^_^*)

5. 簿記と会計について

会計とは、①識別→②測定→③伝達…のプロセスでしたが、簿記とは…？

簿記とは、定められた帳簿に、継続的に

①記録 ②計算 ③整理 する方法である

という風に定義されています。簿記は元々「帳簿記入」という言葉を省略したものだとされています。簿記自体は①記録、②計算、③整理…という作業を速く正確に行うためのスキル(=技能)と言えます。

簿記のスキルで「仕訳」と呼ばれるものがあります。例えば？「普通預金口座から5万円を引き出してきた」というハナシを記録するために、このように左右に分けて「項目」と「金額」を記録します。

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	50,000	普通預金	50,000

左側(借方)に「現金」と書くことで、「手元の現金は増えた」ということを表しています。右側(貸方)に「普通預金」と書くことで、「普通預金口座の残高は減った」ということを表します。お金や預金だけでなく、企業の活動で増減するであろうすべての項目について「名称(=勘定科目)」と「左右どちらに書いたら増加または減少か」が決められています。なので、いちいち「普通預金口座から5万円を引き出してきた」とノートに書かなくてもいいのです(^_^;) 仕訳という記録の仕方をする、月単位や年単位のデータをエクセルなどでカンタンに集計することが出来ます。単なる「帳簿記入」ではなくて、このように左右に分けて記録する方法を「複式簿記」と呼んでいます(*^_^*)

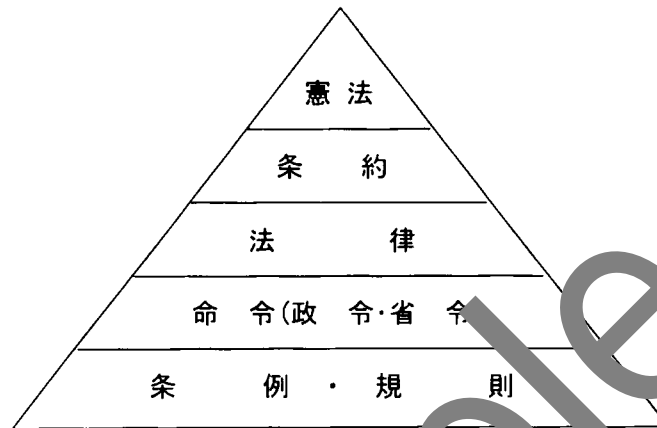
簿記のスキルがなくても「会計」のベンキョーは出来ますが、簿記を知っているほうが会計の理解が深まることは間違いありません。

〔2〕 会計と法律

月 日()

1. 法律のしくみ

日本の場合は何と言っても「憲法」がピラミッドの頂点です。



会計の世界では①会社法、②金融商品取引法、③税法…の3つを特に意識してベンキョーすることになります。これら3つはすべて「法律」です。

ピラミッドの上下関係は、大ざっぱに言うなら「下」は「下」ほど細かくて具体的なハナシになります。例えば？「会社法」だったら…「株式会社は正確な会計帳簿を作成しなければならない」というハナシは法律である「会社法」に出てきますが、具体的に「借対照表は資産・負債・純資産に区分して表示しなければならない」というレベルのハナシは「会社計算規則」に書かれています。これはピラミッドの一番下である「規則」に当たります。

会計ルールに大きく関わっている3つの法律について、それらのさらに細かいハナシがどういうピラミッド構造になっているか？を表にまとめると、こんなカンジです(*^_^*)

	会社法	金融商品取引法	税法(法人税法)
法律	会社法	金融商品取引法	法人税法
政令	会社法施行令	金融商品取引法施行令	法人税法施行令
省令	会社法施行規則 会社計算規則	財務諸表等規則 同ガイドライン 等	法人税等施行規則

税法の場合は、さらに細かいハナシが「通達」というカタチで公表されてます。例えば「法人税法基本通達」は国税庁のホームページでも見ることが出来ます。実務上でいろいろと解釈に迷いそうなことについて「具体的にどうすればいいか？」というレベルで書かれているので、実務上は「通達」に従って処理をしている場面が多いはずです。

2. 会計の「慣習法」とは？

これは「会社法」から抜粋したものです。第431条に「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」という言い回しが出てきます。

会社法（抜粋）

第5章 計算等

第1節 会計の原則

第431条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第2節 会計帳簿等

第1款 会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第432条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から10年、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

法人税法でも同じように、第22条4項で「一般に公正妥当と認められる会計処理」という表現があります。

法人税法（抜粋）

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五條第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）をいう

金融商品取引法でも、第193条に「一般に公正妥当であると認められるところに従って」という表現があります。

金融商品取引法(抜粋)

第7章 雑則

(財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第193条 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

これらの法律が言うところの「一般に公正妥当な(会計ルール)」とは何のことなのか(ー-)？それは、法律のピラミッドには出てこない「慣習法」のことで、**「慣習法」とは、強制されなくても従わなければならない社会的なルールのこと**です。

会計の世界での、最も有名な慣習法は「企業会計原則」です。これが制定されたときの文章に、次のような言い回しが出てきます(^o^)

企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、**必ずしも法令によつて強制されない**でも、すべての企業がその会計を処理するに**当つて従わなければならない基準**である。

日本の会計を学ぶ上で、最も基本になるのが「企業会計原則」です。この他にも「原価計算基準」や「外貨建取引等会計処理基準」など、慣習法の会計ルールはたくさんあります。その中でも、特に「企業会計原則」の内容については次章以降で詳しくベンチャーします。

3. 会計公準について

会計を詳しく学ぶ前に、忘れてはならないのが「会計公準」のハナシです。「公準」とは、よく「基礎的前提である」と説明されます。カンタンに言うと？「これがなければ会計のハナシは成り立たない」ということです(^_^;)

- ①**企業実体の公準**…「所有と経営の分離」のもと、経営者のことではなくて「企業」を会計の単位として考えること
- ②**継続企業の公準**…企業はずっと続いていくと仮定して、1年とか半年に区切って「会計期間」とすること
- ③**貨幣的測定の公準**…お金で表されるものだけを扱うこと。すべての経済活動を金額で測定すること

「企業実体の公準」では、企業会計が「企業」を対象にしている…という、当たり前のハナシをしています。もしそうでなければ？社長さん個人の生活費とか、従業員が給料を何に使ってるか？までが企業会計の範囲に入るのか(^_^;)？…ってことです。フツーは1つの独立した企業そのものを「会計単位」としています。複数の企業グループをまとめて会計単位とする「連結会計」もあります。

「継続企業の公準」では、実際には？企業も「廃業」したり「倒産」したりしますが…(^_^;)そのハナシは抜きにして、「企業は永遠に続いていく」と仮定して考えていくという意味です。この前提のことを「ゴーイング・コンサーン(=going concern)」と言います。この前提があるからこそ、会計の「期間比較」という発想が生まれて→去年と比べてどうだったとか、来年の目標はいくらにしようとかいうレベルのハナシになります。会計期間を区切って考えるようになると、どの期間に属するハナシなのか？を判断するのが難しい場面も多々ありますが、期間を区切らないことには「期間比較」だけでなく「他社比較」もすることは出来ません(^_^;) ちなみに、企業が作成する財務諸表をチェックするためのルールである「監査基準」でも、その企業の「継続企業の前提」について「重要な疑義」(=疑い)がないかどうか？を確認することになっています。

「貨幣的測定の公準」とは、企業会計では「貨幣(=金額)」で直せ(まっし)扱えないということです。例えば？「うちの社員はヤル気满满々(^o^)/」と言われても…それが会計の世界ではどうすることも出来ません。もちろん、日本の会計では「円」で表示しないといけないけど、外国との取引があったり、支店や子会社が外国にもあるような場合は円以外のハナシも出てきますが、それらもすべて円換算して計算に含めます。

4. 企業会計の理論構造



会計の世界ではいろいろな細かいルールが決まっています。そういった「会計手続」は、一般に公正妥当と認められている「会計原則」に基づいて決められています。そして、会計ルールを支えている会計原則は、そもそも「会計公準」がなければ成り立たないハナシなのです(^_^;)

〔3〕 企業会計原則について

月 日()

1. 設定当時の時代背景

「企業会計原則」は、1949年(昭和24年)に設定されて、その当時の文章はこんなカンジでした(^o^)

企業会計原則の設定について (昭和24年7月9日 経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)

目的

一 我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍つて、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のため、法的基礎を与えようとするものである。

会計原則

- 二
- 1 企業会計原則は、企業会計実務の間に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであって、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当つて従わなければならない基準である。
 - 2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。
 - 3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

(以下省略)

第二次世界大戦が終わったのが1945年です。戦後の民主化政策として「農地解放」や「財閥解体」などいろいろありましたが、この「企業会計原則の設定」も民主化政策のうちの一つです。

「企業会計原則・同注解」は、旧大蔵省(現在の財務省)所轄の「企業会計審議会」というところで作られていました。企業会計審議会はその後、「原価計算基準」や「連結財務諸表原則」や「外貨建取引等会計処理基準」など、様々な会計ルールも作っています。これらはすべて、一般に公正妥当と認められる「慣習法」です。

本文の最初の部分を見てみると・・・

我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。



カンタンにすると？

当時の日本には、ちゃんとした会計のルールブックが存在していなかったため、例えば会社がちゃんと「安定してるのか？」とか「儲かっているのか？」を正確に知ることが出来ませんでした。これからの日本が経済的に発展していき、豊かな国になるためには、急いで会計のルールブックを作る必要があるのです(^o^)/

さらに、続きを見てみると？

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

まとめると？

〔終戦当時の課題〕

- ・外資の導入・・・外国からも日本の会社にお金を投資してもらえるようにすること
- ・企業の合理化・・・生産性を高めるためにムダをなくすこと
- ・課税の公正化・・・税金の負担を平等にすること
- ・証券投資の民主化・・・広く一般の人に会社の株を買ってもらえるようにすること
- ・産業金融の適正化・・・事業をするための資金を安心して借りられるようにすること

また、後半部分は「企業会計原則」が

- ①一般に公正妥当と認められた会計ルールであること
- ②会計監査を行う場合の基準になること
- ③会計に関する法律などが変わっても「原則」は尊重されるべき

・・・という3点について述べられています。

2. 企業会計原則・同注解

企業会計原則は、本文が①一般原則、②損益計算書原則、③貸借対照表原則・・・の3つと、「注意書き」に相当する「注解」で構成されています。

企業会計原則(昭和24年7月9日 最終改正昭和57年4月20日)

第一 一般原則

〔真実性の原則〕

一 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

〔正規の簿記の原則〕

二 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)

〔資本取引・損益取引区分の原則〕

三 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(注2)

〔明瞭性の原則〕

四 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注1)(注1-2)(注1-3)(注1-4)

〔継続性の原則〕

五 企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注1-2)(注3)

〔保守主義(または安全性)の原則〕

六 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(注4)

〔単一性の原則〕

七 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

第二 損益計算書原則

(損益計算書の本質)

一 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

〔発生主義の原則〕

A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実

現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。(注5)

〔総額主義の原則〕

B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

〔費用収益対応の原則〕

C 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(損益計算書の区分)

二 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

〔営業損益計算〕

営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。

〔経常損益計算〕

B 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他営業以外の原因から生ずる損益であって特別損益に属しないものを記載し、経常利益を計算する。

〔純損益計算〕

C 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益を計算する。

〔未処分損益計算〕

D 純損益計算の結果を受けて、前期繰越利益等を記載し、当期末処分利益を計算する。

(営業利益)

〔営業損益計算の内容〕

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。

〔役務業の兼業〕

A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。